

地方独立行政法人大阪市立工業研究所東日本大震災の被災地企業に対する  
手数料又は使用料の割り増しに対する適用除外措置に関する規程

制定 平成24年4月1日 規程第561号

(目的)

第1条 東日本大震災の被災地支援として、地方独立行政法人大阪市立工業研究所の業務手続及び手数料等に関する規程（以下「業務手続及び手数料等規程」という。）第14条に定める手数料又は使用料の割り増しに対する適用除外措置（以下「適用除外措置」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、業務手続及び手数料等規程に定めるところによる。

(対象者)

第3条 適用除外措置の対象者は、申込者又は使用者の住所又は所在地が岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県のいずれかである者とする。

(適用期間)

第4条 適用除外措置の適用期間は、本規程の施行後、当分の間とする。

(適用の取消し)

第5条 適用除外措置の適用にあたり、虚偽申請等の不正があった場合は、当該の適用を取り消し、業務手続及び手数料等規程に定める割り増し料金を徴収するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。